

場所	受付日	指定町名
市役所13階大会議室	2月 3日(火)	大黒、東山、大宮
	2月 4日(水)	折橋、春日、中通、高砂、木場田、比良、長尾、上、元、泉
	2月 5日(木)	藤原、稲荷、若葉、平瀬、立神
	2月 6日(金)	天神、天神1～5丁目
	2月 9日(月)	白木、須佐、高梨、勝富、松川、戸尾
	2月10日(火)	京坪、宮崎、下京、上京、山県、塩浜、万津、島地、光月、高天、金比良、御船、神島、小島
	2月12日(木)	宮田、俵、梅田、保立、石坂、清水、福田、万徳、天満
	2月13日(金)	白南風、三浦、須田尾、峰坂
	2月16日(月)	赤崎、庵浦、野崎、俵ヶ浦、下船越、船越
	2月17日(火)	山祇、山手、田代、烏帽子、松山
	2月18日(水)	浜田、相生、谷郷、東大久保、西大久保、園田、矢岳、今福
	2月19日(木)	東浜、十郎新、干尽、前畑、崎辺、潮見、福石、新港
	2月20日(金)	桜木、赤木、横尾
	2月23日(月)	祇園、本島、島瀬、栄、常盤、湊、松浦、宮地、熊野、花園、名切、八幡、城山
	2月24日(火)	木風、小佐世保
2月25日(水)	鶴渡越、小野(本庁管内)、長坂、鹿子前	

◎支所・行政センター管内の受付時間 9時～11時30分、13時～15時30分

場所	受付日	指定町名
三川内うつわ歴史館	2月10日(火)	午前：桑木場、新替、三川内本、口の尾、吉福、横手、江永、下の原 午後：心野、木原、新行江、塩浸、三川内、三川内新
江上地区公民館	2月12日(木)	有福、指方、江上、ハウステンボス
黒島地区公民館	2月13日(金)	黒島 ※受付時間：10時～12時、13時～16時
高島町公民館	2月13日(金)	高島 ※受付時間：10時～12時、13時～16時
世知原行政センター	2月16日(月)	世知原町開作・上野原・槍巻・赤木場・北川内・中通・矢櫃
	2月17日(火)	世知原町長田代・太田・木浦原・筒瀬・岩谷口・栗迎
宇久行政センター	2月18日(水)	宇久町神浦・飯良・本飯良・寺島 ※受付時間：9時～11時30分、13時～17時
	2月19日(木)	宇久町平・野方 ※受付時間：9時～11時30分、13時～17時
	2月20日(金)	宇久町太田江・木場・大久保・小浜 ※受付時間：9時～11時30分
宮地区公民館	2月18日(水)	午前：瀬道、萩坂、奥山、宮津 午後：南風崎、城間、長畑
柚木地区公民館	2月19日(木)	午前：柚木元、筒井、柚木、小舟 午後：上柚木、潜木、高花、川谷、里美、戸ヶ倉、下宇戸
針尾地区公民館	2月20日(金)	針尾東、針尾中、針尾西、針尾北
吉井ひまわりの館	2月23日(月)	吉井町草ノ尾・福井・板樋・梶木場・直谷・立石
	2月24日(火)	吉井町春明・踊瀬・橋川内・橋口・大渡・前岳・上吉田・田原・吉元・下原・乙石尾・高峰
東部住民センター	2月25日(水)	権常寺、権常寺1丁目、重尾、浦川内、花高1～4丁目、早岐1～3丁目
	2月26日(木)	中原、広田、広田1～4丁目、崎岡、田の浦、勝海、陣の内、上原、平松、早苗、若竹台
大野地区公民館	2月27日(金)	午前：瀬戸越、瀬戸越1～4丁目、田原、矢峰、松原 午後：楠木(大野支所管内)、原分、松瀬、知見寺、大野
小佐々行政センター	3月 2日(月)	小佐々町黒石・小坂・臼ノ浦
	3月 3日(火)	小佐々町田原・平原・岳ノ木場・西川内・葛籠
	3月 4日(水)	小佐々町楠泊・矢岳
相浦公会堂	3月 5日(木)	母ヶ浦、日野、浅子、光、棚方、相浦、星和台
	3月 6日(金)	小野(相浦支所管内)、椎木、大瀧、愛宕、上相浦、木宮、川下、新田、竹辺
中里皆瀬地区公民館	3月 9日(月)	午前：中里、吉岡、下本山、上本山、八の久保、岳野 午後：皆瀬、野中、楠木(中里皆瀬支所管内)、菰田、十文野、牧の地、踊石、白仁田、小川内
日宇地区公民館	3月10日(火)	黒髪、白岳、沖新、卸本、大岳台
	3月11日(水)	大塔、日宇、大和、もみじが丘

税の申告は3月16日 月 までに!

市県民税・国民健康保険税の申告を、例年どおり市役所13階・大会議室で受け付けます。申告時期は駐車場が混雑しますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。申告最終日近くなると特に混雑しますので、申告はお早めにごうぞ。

申告が必要な人

- ことし1月1日現在、市内に住んでいた人で
- 佐世保市国民健康保険や長寿(後期高齢者)医療制度の加入者がいる世帯の世帯主と、前年中に収入があった加入者本人
- 営業、農業、不動産、その他事業などの所得がある人
- 年末調整済みの給与所得者でほかに給与、年金、営業、農業、不動産、その他事業などの所得がある人
- 日雇い、パート、アルバイトなどの収入がある人
- 平成20年中に退職し、再就職していない人
- 公的年金受給者で社会保険料、医療費、生命保険料などの所得控除を受ける人、年金以外の所得がある人
- 市内に住んでいなくても、市内に家族がいる人、事務所や事業所、家を持っている人

申告に必要なもの

- 印鑑、申告書(会場にもあります)
- 源泉徴収票(年金、恩給を含む)か給与支払証明書

- 事業所得の人は収支内訳書、その他の所得の人は所得金額が証明されるもの
- 生命保険料、地震保険料、医療費などの各種所得控除の証明書、領収書
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が分かるもの(源泉徴収票など)

申告書提出先

- 市から送られてきた申告書⇒佐世保市
- 税務署から送られてきた確定申告書⇒税務署
- 年金だけ、給与だけ、一時所得だけ、またはその組み合わせの場合⇒佐世保市か税務署へ

申告をしないと

- 年金、扶養、医療、幼稚園、公営住宅、奨学金、事業資金の融資などの申請に必要な所得課税証明書などの交付が受けられません。

寄付金控除について

- 寄付金控除の対象となる人
 - ⇒個人市県民税の納税義務のある人で、次のいずれかに寄付をした人
 - ①都道府県、市町村または特別区
 - ②長崎県共同募金会または日本赤十字社長崎県支部
 - ※5,000円(合計金額)以下の寄付金については寄付金控除の対象になりません。

- 寄付金控除を受けるには申告が必要です
 - 所得税・市県民税の両方で控除を受ける場合
 - ⇒寄付先から発行された領収書などを添付して確定申告してください。
 - 市県民税だけ控除を受ける場合
 - ⇒市県民税・国民健康保険税申告書を提出する人は、寄付先から発行された領収書などを添付して提出してください。
 - ⇒上記以外で市県民税が課税される人は、寄付先から発行された領収書などを添付した寄付金税額控除申告書を提出してください。